

令和6年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

令和6年度決算額 【うち社会保障財源化分】
 地方消費税交付金 168,412 千円 93,306 千円
(単位：千円)

事業名		事業費	うち一般財源	
			() は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	391,185	131,379	(22,393)
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設入所経費など)	117,022	116,716	(20,527)
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など)	140,259	42,234	(7,464)
小 計		648,466	290,329	(50,384)
社会保険	国民健康保険	55,241	28,295	(4,665)
	介護保険	102,312	98,121	(16,798)
	後期高齢者医療	95,239	81,057	(13,995)
小 計		252,792	207,473	(35,458)
保健衛生	予防対策事業 (予防事業)	26,458	23,556	(3,732)
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業など)	24,263	20,819	(3,732)
小 計		50,721	44,375	(7,464)
合 計		951,979	542,177	(93,306)

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。